

独立行政法人労働者健康安全機構
平成 29 年度業績評価委員会報告書

平成 30 年 3 月 20 日

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康安全機構

業績評価委員

明石 祐二 (社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹)

大前 和幸 (慶應義塾大学名誉教授)

岡本 浩志 (J F E スチール株式会社安全衛生部長)
平成 29 年 5 月 31 日付け退任

金子 晃浩 (全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長)
平成 29 年 10 月 1 日付け就任

郡司 典好 (全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長)
平成 29 年 9 月 8 日付け退任

島 大貴 (航空連合会長)
平成 29 年 12 月 15 日付け就任

砂原 和仁 (東京海上ホールディングス株式会社事業戦略部専門部長)
平成 29 年 6 月 1 日付け就任

角田 透 (杏林大学名誉教授)

◎ 原 正道 (横浜市立大学名誉教授・横浜市医療局参与)

松岡 宏治 (航空連合会長)
平成 29 年 12 月 8 日付け退任

松田 晋哉 (産業医科大学医学部公衆衛生学教授)

◎ : 委員長

(50 音順 敬称略)

はじめに

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の平成28年度における業務実績及び平成29年度における主な課題に係る対応状況に対する評価及び平成30年度の運営に向けた意見を求めるため、平成29年6月26日及び同年12月22日に業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催した。

本報告書は、当委員会において機構の業務に関する評価又は必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

なお、当委員会においては、以下のとおり今回評価の対象とした業務についておおむねよく成果を挙げていると認識している。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

（1）研究、試験及び成果の普及事業について

－統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進－

労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限発揮できる研究の実施が求められており、過労死等関連疾患、石綿関連疾患、精神障害、せき損等、産業中毒等の重点研究5分野について研究を進めている。

異なる目的、体制で研究を実施していた安衛研と労災病院が労働災害防止、職業性疾患の早期発見、治療、職場復帰支援等に資する研究を一体となって実施する体制の構築という国内では初めての取組に尽力し、研究計画立案等に必要な準備期間が短いなどのスケジュールが非常に厳しい中、重点研究協議会において、各分野における具体的な工程表を検討した上で作成し、その工程表に従って研究を進めるとともに、安衛研と労災病院は地理的に離れているため、重点研究を円滑に推進するためにテレビ会議等を活用するなどして研究者会議を開催している。

平成29年度においては、更なる相乗効果を発揮するため、安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について相互理解を深めることを目的として、調査・研究発表会を開催しているほか、産業中毒等分野において、新たに有機粉じんによる肺疾患をテーマとして、労災病院、安衛研、日本バイオアッセイ研究センターが協力して研究を進めている。

研究員がより前向きに、異なる分野でも相乗効果を発揮できるような工夫、環境整備を引き続き進めていただきたい。また、睡眠すること、きちんと休むことがその後の良い仕事につながるということがなかなか浸透しづらいことは日本の良くない文化ということなのかもしれないが、全体の雰囲気を変えていくような非常に重要なテーマである精神障害分野、iPS細胞を使った神経再生の治療がトピックスになりつつあるせき損等分野についても、研究を推進していくことを期待する。

－労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施－

安全衛生技術講演会の実施、研究員が自ら労働現場を訪問するなどにより労働現場のニーズを把握し、平成26年度に設置した過労死等調査研究センターにおいては、過労死等事案の解析、職域コホート調査などの疫学研究、長時間労働と循環器負担のメカニズム解明などの実験研究を引き続き実施しているほか、プロジェクト研究、基盤的研究、行政要請研究について確実に実施している。

また、成果の積極的な普及・活用、国内外の労働安全衛生関係機関等との協力を推進し、年度計画に定める目標を全て達成している。

－労災疾病等に係る研究開発の推進－

3領域9テーマにおける生活習慣病については、労災病院のスケールメリットを活かして症例収集を進め、勤労者は月曜日の午前にダブルプロダクト（収縮期血圧×脈拍数）が上昇することを明らかにし、英文誌「Hypertension Research」に掲載されるとともに、報道機関に発表して日本経済新聞等各紙で多く取り上げられている。

メタボロームについては、新たな測定分野であるメタボローム解析を主体として、心臓疾患の発症を予測する因子、職場ストレスなどの滞留因子により引き起こされる膵炎を予測する因子について、外部有識者による事前評価及び倫理審査を終え、平成29年度から新たに研究を開始している。

また、アスベストについては、これまでの研究成果を踏まえ「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」に最新の知見を取り入れて改訂している。研究成果の普及として、労災疾病等医学研究普及サイトのバナーを厚生労働省ホームページに掲載するとともに、普及サイトのリーフレットを作成して関係各所に配布するなど積極的な普及に努め、ホームページアクセス回数は当初計画を上回っている。

過労死等の予防法・指導法の調査研究については、重点研究と連携を図りつつ研究を実施し、平成29年度から新たに3テーマの調査研究を開始しており、予防法・指導法の開発について目標達成に向けて取り組んでいる。行政機関等への貢献として、アスベスト関連疾患の診断に係る日本で唯一の委員会である石綿確定診断委員会を開催して確定診断を行い、早期労災認定に大きく寄与しているほか、石綿健康被害救済法におけるびまん性胸膜肥厚症例に係る新しい認定基準に成り得る知見を環境省に提言している。

データベースの構築等として、平成28年度から調査同意方法の見直しなどを行い、調査率が大きく上昇しており、このビッグデータを活用して論文・学会発表を行うとともに、内容等を専用ホームページに掲載していることに加え、平成29年度においては、ビッグデータをより有効に活用するため、新たに外部有識者を委嘱して入院患者病職歴調査統計処理専門委員会を立ち上げ、データの精度や疫学研究に係る統計解析について検討し、報告書作成に向けて取り組んでいる。

メタボローム解析が進んで労災疾病を早期に予防できるようになれば、過労死等の問題にも大変貢献できるようになると思うので、研究を推進していくことを期待する。

一化学物質等の有害性調査の実施一

国が指定する発がん性等の有害性が疑われる化学物質についてGLP基準に従い長期吸入試験を実施し、平成27年度までに試験を終了し、がんが見られたアクロレインを含む試験結果については厚生労働省を通じてIRAC（国際がん研究機関）へ情報提供しているほか、中期発がん性試験、形質転換試験を実施している。

また、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等の検討について、発がん性の詳細調査が必要となる化学物質を絞り込むためのスクリーニング試験として、遺伝子改変動物を用いた発がん性試験が厚生労働省の行政検討会において採用され、平成29年度から2物質について新規試験を開始している。

化学物質については、今後も様々な側面で調査が必要になってくると思われるので、しっかり続けていただくようお願いする。

(2) 労働災害調査事業について

労働災害の原因調査の実施について、平成28年度においては、静岡県の実業場で発生した膀胱がんに関する災害調査の結果がMOCA（3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン-）に係る特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系の腫瘍の予防・早期発見するための項目が追加され、また、福井県の実業場で発生した事案ではオルトトルイジンが新たに規制対象物質に追加されるとともに、経皮吸収対策の強化などの法令改正に反映されている。

災害調査の実績として、新規に労働災害に対応し、一定期間経過した災害調査報告書についてはホームページで公表しているほか、労働基準監督署や警察署等からの依頼に基づき鑑別・鑑定等も実施し、報告書を活用したとする割合は100%となっている。

災害調査の結果が法令改正に反映されたことは、非常に貴重な事例であり、高く評価できる。

(3) 労災病院事業について

研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進については、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等として、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進のため、総合的医療レベルの向上、専門的スタッフの充実を図りつつ、特定集中治療室の拡充や高度医療機器の計画的整備に取り組んでいるほか、社会復帰を促進するため、患者及び家族が抱える問題の解決に向け、メディカルソーシャルワーカーが様々な相談に対応して目標を上回っている。

大規模労働災害等への対応として、平成28年4月に発災した熊本地震においては、発災直後に機構本部に災害対策本部を立ち上げ、9病院からDMAT（災害時派遣医療チーム）を延べ11チーム、医療救護班を1チーム、JMAT（日本医師会災害医療チーム）看護師、5病院から災害支援ナースを派遣するとともに、熊本労災病院へ医薬品等の救援物資を搬送、8病院40人の医療救護班（派遣待機）を編成するなどの災害支援を行っている。熊本労災病院では発災直後からトリアージスペースを設置して救急患者を受け入れ、倒壊の恐れがある近隣病院から入院患者、近隣住民の避難者を受け入れている。総合せき損センターでは熊本市内の受傷頸髄損傷患者をヘリ搬送で受け入れ、

産業保健総合支援センターでは被災者のための心の相談ダイヤル・健康相談ダイヤルを設置し、電話相談による心のケアに対応している。平成28年9月に機構本部で大規模災害への対応に係るディスカッションを実施し、これを踏まえて労災病院グループ内の組織的な支援体制の強化として、平成29年1月に労災病院災害対策要領を改正している。

また、地域の中核的医療機関としての役割の推進については、地域の医療機関等との連携強化として、紹介率、逆紹介率、地域連携パス、症例検討会等の開催回数、受託検査件数について目標を達成している。患者の意向の尊重と医療安全の充実として、医療安全の充実については、機構独自の取組として、全ての労災病院において医療安全チェックシートを用いた自己チェックや病院間の相互チェックを実施しており、患者満足度については、前年度の患者満足度調査結果の分析を基に改善計画を策定し、取組を実施した結果、目標を達成している。治験の推進として、労災治験ネットワーク推進事務局において広報活動に努めた結果、目標を大きく上回っている。

高度医療機器の整備、災害への対応、機構の長所を活かした医療安全の病院間相互チェックなどの取組により成果を挙げており、高く評価できる。

労災病院の経営改善については、都市部の大規模病院と地方の小規模病院では患者数や入院単価の格差が大きいことから、地域での労災病院のあり方を考え、病院個別の経営改善プログラムを示すなどの工夫をする必要がある。また、職業性関連の膀胱がんやアスベストに係る胸膜中皮腫については、労災病院の中で症例数が最も多い病院で戦略的にこのような疾患を診る、あるいは、胸膜中皮腫の症例数が最も多い病院に近接している労災病院では協働して取り組むことが労災病院のブランディングに有効ではないかと思う。

(4) 産業保健総合支援センター事業について

事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修については、地域の産業医等の産業保健関係者への研修として、実施に当たっては、アンケート調査等から研修テーマや内容に関する評価を行い地域のニーズを反映したほか、参加型（ロールプレイング）研修、事例検討等の実践的研修も実施したことに加え、受講者の利便性に配慮して夜間・土日にも研修を開催するなどして目標を達成するとともに、自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等についても目標を大きく上回っている。

小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実においては、医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援について目標を達成し、産業保健総合支援センターにおける専門的相談については目標を下回っているものの、産業保健総合支援センター会議において好事例を紹介するなど各産業保健総合支援センターに相談件数増加の取組を指示しており、地域窓口における専門的相談については目標を大きく上回っている。

厚生労働省からの要請として、産業医科大学、福島労災病院等の協力を得て、平成28年7月より週一回、東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のため「廃炉等作業員に係る健康相談」を職員が出張して実施するとともに、熊本・鳥取地震の

被災者を支援するため専用ダイヤルを設置し対応している。

産業保健に関する情報の提供その他支援において、ホームページアクセス件数について平成28年度は最新情報を頻繁に更新するなどして目標を達成しているものの、平成29年度上半期では低調であるため産業保健総合支援センター会議においてコンテンツの充実、検索エンジン等の最適化を指示しているほか、両立支援啓発動画を作成して機構ホームページに掲載、専門的研修等の活動を積極的に広報して地元テレビ、新聞等に掲載している。

研修内容・方法又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握において、研修受講者及び相談利用者からの評価、アウトカム調査については目標を達成している。

産業保健総合支援センターにおける専門的相談については、マッチングの困難さが件数未達につながったと考える反面、小規模事業場における相談需要はまだ多いと思われ、しっかり対応していくことが産業保健水準の向上につながると思われる。引き続きしっかり取り組んでいただきたい。また、相談事例、特にストレスチェックに係る相談事例などをホームページにQ&Aとして掲載することにより産業保健に関する知識の共有が進むのではないかと思われるので、ホームページの掲載について検討をお願いする。

(5) 治療就労両立支援センター事業について

円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進については、患者自身が複雑な病状を的確に職場に伝えることが困難であることから、専門知識を持ったコーディネーターの存在、その養成が必要ではないかという労災疾病等医学研究で得られた知見に基づき、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの4疾病を対象に治療就労両立支援モデル事業を実施しており、機構の治療と就労の両立支援スタイルとして、患者・家族を中心に医療機関、企業、両立支援コーディネーターがトライアングルでサポートするというトライアングル型のサポート体制を労災病院、産業保健総合支援センターが連携しながら進めている。

トライアングルの要となる両立支援コーディネーターの養成として、研修会については、平成28年度は労災病院の職員を対象に基礎研修を年2回実施したことに加え、新たにケーススタディー形式によるグループワークにより専門特化した支援技術を修得することを目的とした応用研修を実施、平成29年度からは受講対象者を一般の方々にも拡大し、基礎研修を年4回実施して525名が受講し、このうち7割は一般の医療機関の方々、企業の労務担当者などが受講しており、応用研修も実施している。

支援事例の収集として、コーディネーターを中心とした支援チームにより職場復帰や両立支援を行い、事例収集を実施しており、四半期ごとに集約して全施設へフィードバックしているほか、治療就労両立支援センター間で情報を共有し、平成29年度から新たに設定した支援事例件数は目標を達成している。

医療機関向けマニュアルの作成として、疾病4分野において両立支援の事例を集約し、厚生労働省が策定した事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの概要なども盛り込み、企業の労務管理担当者、産業保健スタッフにも展開で

きるように構成された医療機関向けマニュアルを平成29年3月に作成・発刊しており、機構ホームページ上で無料ダウンロードできることを周知するとともに、マニュアルを活用した研修会を開催し、モデル事業のさらなる普及を展開している。支援罹患者に対してアンケートを実施しており、有用度は目標を大きく上回っている。

就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援については、相談体制の構築として、労災病院の患者のみならず、事業者・産業保健スタッフからの相談に応じるため、両立支援相談窓口を治療就労両立支援センター及び労災病院に設置し、両立支援促進員が相談対応していることに加え、労災病院以外の医療機関（がん拠点病院等）にも両立支援相談窓口を設置し、両立支援促進員が出張して相談対応を行っている。

両立支援スタイルの政府方針への反映として、平成29年3月に働き方改革担当大臣が東京労災病院における両立支援モデル事業の実施状況について視察が行われ、その後、平成29年3月28日に政府が決定した働き方改革実行計画において、トライアングル型のサポート体制の構築や両立支援コーディネーターの養成が明記されるなど、機構の取組が政府方針へ反映されて政策実現に大きく寄与している。

治療と就労の両立支援については、社会的な急務であり、国をあげて取り組み注目されているところではあるが、流行で終わってはいけないうし、言われなくてももしっかりやっているという状況を作っていかなければならない。そのため両立支援においては本質的にどういうことが必要か、どういう支援が有効なのか、企業側として人事労務担当や産業医はどういうことをしなければならないのかなど、今後は、労災病院、治療就労両立支援センターでカバーしきれない地域において民間、とりわけ医療従事者ではない事業者を中心に展開していくことを検討いただきたい。

（6）専門センター事業について

医療リハビリテーションセンターの運営については、四肢・脊椎障害者、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者に特化して、職場・自宅復帰の促進を図ることを目的とし、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施しており、社会復帰率は目標を達成するとともに、隣接する職業リハビリテーションセンターとの連携強化を図っている。医用工学研究の取組として、3DCGによる住宅改造支援、あご操作マウスによる在宅就労支援を行っている。

総合せき損センターの運営については、せき髄損傷者等の全身管理が必要な患者に特化して、職場・自宅復帰の促進を図ることを目的とし、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施しており、社会復帰率は目標を達成するとともに、医師を対象としたせき損セミナー、看護師を対象としたせき損看護セミナーを毎年開催し、せき損医療における最新の知見を発信している。医用工学研究の取組として、スイッチひとつで電話の発着信が可能であるスイッチスマホコールの平成28年度製品評価を終了して市販化し、また、片手で行う日常動作時の支え・補助機能を創出する肘置きクランプを開発している。

(7) 未払賃金立替払事業について

立替払の迅速化については、企業倒産に伴い賃金が未払いのまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての重要な役割を有しているため迅速な支払いに努めており、職員研修及び事例検討会を実施して担当職員の事務処理の標準化を徹底、原則週1回の立替払の堅持などにより、請求書の受付日から支払日までの期間について目標を達成している。

立替払の求償については、事業主等に対し立替払の実施の周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことなどにより、弁済可能な債権の確実な回収を図っている。

情報開示の充実について、立替払額や回収金額は機構及び厚生労働省のホームページにおいて情報公開を実施している。

(8) 納骨堂の運営事業について

納骨堂の運営事業については、労働災害による殉職者の御霊を合祀するため昭和47年に高尾みころも霊堂を設置し、運営している。毎年秋に遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催しており、平成29年10月には皇太子同妃両殿下の御臨席の下で開催している。

慰霊環境の改善に向けた取組として、四半期ごとに参拝者からのアンケート結果について検討会を開催し、継続的な業務改善を実施しており、平成28年度は遺族休憩所前の食事場所を増設することなどにより、満足度調査結果について「非常に満足」と「満足」の合計の割合、「非常に満足」単独の割合はいずれも目標を達成している。

また、慰霊式の様子について速やかにホームページに掲載していることは、事業周知への取組として大変結構なことであるが、慰霊式に参加できない方で、ホームページを見ることができない方に対して、きめ細やかな対応も必要と思うため、特別な対応について検討をお願いします。

2 業務運営の効率化に関する事項について

一般管理費・事業費等の効率化として、一般管理費については人件費の抑制として、管理部門の削減は目標を達成するとともに、調達等合理化計画の推進、省資源・省エネルギーの推進により目標の削減率を達成している。事業費についても調達等合理化計画の推進、印刷製本費節減、省資源・省エネルギーの推進により目標の削減率を達成している。

専門医療センター事業の運営については、医療リハビリテーションセンターにおいて、医師未充足等により、入外患者数が減少し収入が減少した影響により交付金率が超過していることから、最優先課題である医師確保について引き続き大学医局等へ積極的に働きかけて医師の確保を図り、医療水準の維持・向上に努めており、平成29年度においては本部と病院が一体となって経営改善を進めるために、個別指導・支援を実施し、収入確保はもとより支出削減を図ることで、運営費交付金割合の維持に努めている。

3 財務内容の改善に関する事項について

経営改善に向けた取組等として、本部において外部有識者を経団連から招聘して経営改善推進会議を定期的に月2回開催し、リアルタイムに業務運営の効率化を推進するなど機構本部のガバナンスの充実・強化を図りながら進めている。

本部における取組事例について、経営状況が特に悪化傾向にある病院に対する個別指導・支援として行動計画の作成等行っているほか、診療報酬改定への対応及び病床機能分化への対応策の検討・実施も行っている。共同購入・共同入札については、国立病院機構・国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同入札を実施するとともに、国立病院機構・JCHOと高額医療機器に係る共同入札の実施、労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札を実施し、削減効果を上げている。

本部と病院共同の取組事例について、医療材料ベンチマークシステム導入後の定期的フォローアップ、後発医薬品の採用拡大、経営悪化病院への対応として個別病院幹部からのヒアリング及びそれを踏まえた経営指導に基づき、計画達成に向けて各種対応策を実施している。

厚生年金基金の新制度への移行として、繰越欠損金の解消に向け将来分返上の認可を受け、新制度（確定給付企業年金と確定拠出年金の併用）に係る詳細設計を進めることについて労使合意し、平成29年1月には労働組合の同意を得た上で厚生局に設立申請し、平成29年4月に厚生年金基金に代わる新制度設立の承認を受けるなどして、繰越欠損金は平成28年度において解消している。

財務内容が改善傾向にあるものの、都市部の労災病院と地方の300床以下の労災病院とでは状況が違っており、職員の問題だけではなく構造的な問題が多く含まれていると思うが、地方の労災病院の職員のモチベーションを維持しつつ、地域に適した活動を展開するなどして財務内容の改善に努めていただきたい。

4 その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項として、優秀な研究員の確保・育成、医療従事者の確保、産業医等の育成支援体制の充実、障害者雇用の着実な実施に努めており、各職種の研修プログラムについてアンケート等を基に研修プログラムの見直しを実施し、有益度調査は目標を達成しているほか、専門性を有する看護師の養成として看護師国家試験合格率の確保について目標を達成するとともに、労働安全衛生融資貸付債権の管理として正常債権の回収についても目標を達成している。

また、内部統制の充実・強化として、内部統制委員会及びコンプライアンス推進委員会の開催、内部監査室による監査の実施、バランス・スコアカードを用いた内部業績評価や外部有識者による業績評価委員会の実施などに取り組んでおり、公正で適切な業務運営に向けた取組として、情報の公開については独立行政法人通則法等に基づく公表資料のみならず、調達関係情報等もホームページ上で積極的に公開、研究員の研究倫理の遵守等にも取り組んでいるほか、情報セキュリティ対策の推進として、個人情報保護の重要性の周知徹底、継続的に情報セキュリティポリシーの周知徹底の実施、情報セキュリティ指導及び情報セキュリティ対策の改善にも努めている。

労災看護専門学校の看護師国家試験合格率については、例年、全国平均を大きく上回る成果を上げており、非常に高く評価できる。

5 今後の運営に向けて

都市部の大規模病院は患者数を伸ばしているものの、地方の小規模病院では患者数が減少しており、個々の病院で患者数や入院単価の格差が大きいことから、地域に合わせた労災病院のあり方を考えるとともに、機構本部として地方の小規模病院の職員がモチベーションを維持できるよう配慮をお願いします。

また、職業性関連の膀胱がんやアスベストに係る胸膜中皮腫において、労災病院の中で症例数が最も多い病院では戦略的にこのような疾患を診る、あるいは、胸膜中皮腫の症例数が最も多い病院に近接している労災病院では協働するなどの取組により労災病院のブランディングができるよう検討をお願いします。

おわりに

機構は、平成 26 年 4 月からの 5 年間が第 3 期中期目標期間であるが、平成 28 年 4 月の安衛研との統合により、平成 28 年度から平成 30 年度までは、厚生労働大臣より新たな中期目標が示されたところである。これにより機構は、労働関連の大変広範な業務を付託されたところであるが、平成 30 年度以降の運営についても、当委員会の評価等を踏まえ、統合効果を最大限に発揮しつつ、働く人々の健康と安全の確保・増進に一層取り組むことを期待する。

平成 29 年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

平成 30 年 3 月 23 日

独立行政法人労働者健康安全機構

平成 29 年度に開催しました独立行政法人労働者健康安全機構業績評価委員会において御提言のありました事項について、次のとおり業務の改善に反映してまいります。

1 労災病院の運営について

- 労災病院の経営改善については、都市部の大規模病院と地方の小規模病院では患者数や入院単価の格差が大きいことから、地域での労災病院のあり方を考え、病院個別の経営改善プログラムを示すなどの工夫をする必要がある。

また、職業性関連の膀胱がんやアスベストに係る胸膜中皮腫については、労災病院の中で症例数が最も多い病院で戦略的にこのような疾患を診る、あるいは、胸膜中皮腫の症例数が最も多い病院に近接している労災病院では協働して取り組むことが労災病院のブランディングに有効ではないかと思う。

(業績評価委員会報告書 4 頁「労災病院事業」に係る御提言)

- 都市部の労災病院と地方の 300 床以下の労災病院とでは状況が違っており、職員の問題だけではなく構造的な問題が多く含まれていると思うが、地方の労災病院の職員のモチベーションを維持しつつ、地域に適した活動を展開するなどして財務内容の改善に努めていただきたい。

(業績評価委員会報告書 8 頁「財務内容の改善に関する事項」に係る御提言)

- ① 労災病院の経営改善に向けては、本部において毎月 2 回開催している「経営改善推進会議」でリアルタイムに各病院の状況について把握・分析した上で、経営状況が悪化傾向にある病院に対しては病院幹部職員等からヒアリング及びそれを踏まえた経営指導を行うなど、収支計画の達成に向けた個別具体的指導・支援を実施している。
- ② 中でも、特に経営が悪化している病院については「経営改善指定病院」に指定し、各病院においては経営改善に係る行動計画を策定し経営改善に取り組むとともに、本部においては、随時、行動計画の進捗についてフォローアップを行っている。また、適宜現地に出向き本部職員による病院長等幹部職員からのヒアリングを通じて業務指導を実施し、収入増加及び支出削減対策について個別具体的な指導を行うなど、本部と病院が一体となって経営改善に取り組んでいる。
- ③ また、労災病院のブランディングに関しては、毎年実施している施設別病院協議（翌年度の運営計画に係る本部と病院との個別協議）において、病院ごとの医療環境等を踏まえながら、勤労者医療及び地域医療における中核的医療機関としての果たすべき役割、経営基盤の確立に向けた方針、業務運営の取組等について協議を行っており、本協議を通じて各病院による「自院の強み、弱み」、「自院を取り巻く機会、脅威」といった内部環境、外的環境等の分析結果に基づいて積極的攻撃や差別化等の戦略について検討している。

2 治療と就労の両立支援について

治療と就労の両立支援については、社会的な急務であり、国をあげて取り組み注目されているところではあるが、流行で終わってはいけなし、言われなくてもしっかりやっているという状況を作っていかなければならない。そのため両立支援においては本質的にどういうことが必要か、どういう支援が有効なのか、企業側として人事労務担当や産業医はどういうことをしなければならぬのかなど、今後は、労災病院、治療就労両立支援センターでカバーしきれない地域において民間、とりわけ医療従事者ではない事業者を中心に展開していくことを検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書6頁「治療就労両立支援センター事業」に係る御提言)

① 治療と就労の両立支援については、厚生労働省の「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に則してマニュアルを作成しており、両立支援コーディネーターは患者が主治医等に何を聞き、産業医にどう伝えたら良いかなどの支援を行っている。

② 労災病院がない地域においては、各産業保健総合支援センターががん拠点病院や地域の中核的な病院と協定を結び、産業保健総合支援センターから両立支援促進員が出向き、相談等に対応する体制を整備している。

また、都道府県労働局が主催する地域両立支援推進チームに参画し、関係機関と連携した取組を進めている。

③ 治療と就労の両立が当然との社会的機運を醸成するため、機構内部の連携はもとより、関係機関とも連携を図って事業者等に対する周知を行ってまいりたい。

なお、平成29年度から両立支援コーディネーター養成研修の対象を他の医療機関や企業の関係者にも広げており、研修を受講した方々がそれぞれの所属先で活躍することにより、両立支援の取組が促進されるものと考えている。

3 産業保健総合支援センターの取組について

産業保健総合支援センターにおける専門的相談については、マッチングの困難さが件数未達につながったと考える反面、小規模事業場における相談需要はまだ多いと思われ、しっかり対応していくことが産業保健水準の向上につながると思われる。引き続きしっかり取り組んでいただきたい。

また、相談事例、特にストレスチェックに係る相談事例などをホームページに Q&A として掲載することにより産業保健に関する知識の共有が進むのではないかと思われるので、ホームページの掲載について検討をお願いします。

(業績評価委員会報告書 5 頁「産業保健総合支援センター事業」に係る御提言)

- ① 産業保健総合支援センターにおける専門的相談件数については、御指摘にあるマッチング機会の向上を図り、目標件数を達成するため、研修開始前の「質問・相談票」の配布、研修終了後の相談コーナーの設置、研修にグループ討議や発表方式を取り入れ、質問、相談し易い環境を作るなど、相談需要の掘り起こしを行っている。また、相談件数の高いセンターの取組事例について WEB 会議を用いて全センターで共有して、相談件数の増加に努めている。
- ② なお、地域産業保健センターが実施している小規模事業場を対象とする相談については、平成 29 年度においても目標件数を達成する見込みである。
- ③ 相談事例の紹介による知識の共有推進については、ホームページ、メールマガジン、広報誌等により情報提供を行っている。

4 納骨堂の運営について

慰霊式の様子について、ホームページに掲載していることは大変結構なことであるが、慰霊式に参加できない方で、ホームページを見ることのできない方に対して、きめ細やかな対応も必要と思うため、特別な対応について検討をお願いします。

(業績評価委員会報告書 7 頁「納骨堂の運営事業」に係る御提言)

- ① 毎年、新たに御霊を奉安する産業殉職者の遺族に対しては、慰霊式終了後、慰霊式への出欠を問わず、書状にて故人の御霊を厳かなうちに奉安した旨を報告しており、慰霊式の様子を紹介する資料を附すなどの対応を行っている。
- ② 一方、既に、霊堂に遺骨（遺品）を収蔵されている遺族に対しては、毎年、産業殉職者合祀慰霊式の案内状を送付しているが、慰霊式の様子を伝える手段としては、ホームページへの掲載以外に特段の対応を取っていなかった。
今回の御指摘を受け、平成 30 年度からは、ホームページを見ることのできない遺族がおられることを念頭に置いて、毎年送付する産業殉職者合祀慰霊式の案内状に、直近の慰霊式の様子を紹介する資料を同封するなど、きめ細やかな対応を行ってまいりたい。